

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 26 年 10 月 10 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(外国投資信託証券の要件)</p> <p>第 3 条 規則第 12 条第 1 項第 4 号及び第 22 条第 1 項第 1 号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること</p> <p>イ～ワ (略)</p> <p><u>カ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（規則第 17 条に規定する「デリバティブ取引等」をいう。以下同じ）を行うものでないこと</u></p> <p><u>ただし、当該外国投資信託の投資信託財産又は当該外国投資法人の運用財産に関し、日々の基準価額が取得できる等、デリバティブ取引等に係る当該発生し得る危険を適切に把握できる場合には、規則第 17 条に従い、国内の投資信託証券においてデリバティブ取引等を適正に管理している場合の本号の適用は、任意として差し支えないものとする。</u></p> <p>ヨ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(外国投資信託証券の要件)</p> <p>第 3 条 規則第 12 条第 1 項第 4 号及び第 22 条第 1 項第 1 号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること</p> <p>イ～ワ (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>め管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと</u></p> <p><u>ただし、当該外国投資信託証券におけるエクスポージャーがルックスルーできる場合には、規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に従い、国内の投資信託証券において信用リスクを適正に管理している場合の本号の適用は、任意として差し支えないものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。</u></p> <p><u>ただし、この細則の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 3 条第 2 号ヨの規定は、適用しない。なお、当該投資信託に関し同条に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。</u></p>	<p>(同 左)</p>